

# 令和元年12月定例総会議事録

- 日 時 令和元年12月18日（水） 午前9時35分～午前10時50分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
  2. 報 告
    - 第1号 農地法第3条の3届出
    - 第2号 農地法第18条合意解約通知
    - 第3号 使用貸借解約通知
    - 第4号 形状変更届
  3. 局長専決処分報告
    - 第1号 農地法第5条による届出
  4. 議 案
    - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
    - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
    - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
    - 第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請
    - 第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転
    - 第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定
    - 第7号議案 買入協議の適否の判断について
    - 第8号議案 非農地通知について
    - 第9号議案 佐賀市農業委員会会議規程の一部改正（案）について
  5. 閉 会

## 午前 9 時 35 分 開会

### ○会長（坂井邦夫君）

皆さんおはようございます。令和元年最後の12月総会となりました。1年間皆様方の御理解、御協力、本当にありがとうございました。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和元年12月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出5件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知13件、報告第3号 使用貸借解約通知5件、報告第4号 形状変更届1件、局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出2件、議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請6件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請1件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請9件、第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件、第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転6件、第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定42件、第7号議案 買入協議の適否の判断について1件、第8号議案 非農地通知について9件、第9号議案 佐賀市農業委員会会議規程の一部改正（案）について1件。

以上となっております。

### ○会長（坂井邦夫君）

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は現地調査対象案件がなく、北部は12月11日に行っております。また、調査会については、南部が12月12日、北部が12月13日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第12条第2項の規定に基づき、2番委員の吉田委員、3番委員の松尾委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書13ページ及び14ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番及び3番の審議結果について報告します。

第45回常設審議委員会の報告

佐賀市 農地法第4条の規定による意見聴取については、ありません。

農地法第5条の規定による意見聴取について1件、  
農地法第5条関係1件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。  
以上で報告を終わります。  
それでは、これより報告事項に入ります。  
議案書1ページ及び2ページをお開きください。

**報告第1号 農地法第3条の3届出**

1・2・3・4・5

**○会長（坂井邦夫君）**

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から5番までの5件について、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書3ページから5ページまでをお開きください。

**報告第2号 農地法第18条合意解約通知**

1～13

**○会長（坂井邦夫君）**

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から13番までの13件について、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページ及び7ページをお開きください。

**報告第3号 使用貸借解約通知**

1・2・3・4・5

**○会長（坂井邦夫君）**

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から5番までの5件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書8ページをお開きください。

#### 報告第4号 形状変更届

1

○会長（坂井邦夫君）

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページをお開きください。

#### 局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出

1・2

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページをお開きください。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長（大園敏明君）**

報告します。

審議番号1番から3番までの3件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長（坂井邦夫君）**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

## 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

6

○会長（坂井邦夫君）

次に、審議番号6番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、山口委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、山口委員には一時退室していただき、この案件を審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。

それでは、山口委員、退室願います。

〔14番山口委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号6番は、普通売買の案件です。

この案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

山口委員の入室をお願いいたします。

〔14番山口委員 入室〕

**第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

4・5

**○会長（坂井邦夫君）**

次に、審議番号4番及び5番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長（井上文昭君）**

報告します。

審議番号4番は、贈与の案件、審議番号5番は親族間の贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長（坂井邦夫君）**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページをお開きください。

## 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は、今般、相続した土地の調査をしたところ、申請地が農地であることが判明したため、是正すべく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内の概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該



当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準については、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページをお開きください。

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「幼稚園の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は、幼稚園を運営していますが、現在、職員用駐車場が不足しており、敷地内の空きスペースに

駐車している状況です。また、運動会等の行事の際には、保護者用の駐車場がないため、近隣の町民グラウンド等を借りており、また、普段、運動場に置いている遊具を一時的に保管するスペースがないため、十分な保護者の観覧場所を確保できない状況です。そこで、申請地を駐車場及び遊具置場といたく、申請されたものです。

申請人に、造成計画高が約60センチとなっているが、申請地西側の田との境界には、コンクリートブロックではなくL型擁壁を設置する計画はなかったのか確認したところ、この高さであればコンクリートブロックを設置することに、他法令上の問題はない旨の説明がありました。また、申請地内の西側に側溝を新設する理由について確認したところ、西側の田を所有する譲渡人から、申請地からの雨水がしみ出すことにより、田面が下がらないようにしてほしいとの要望があったため、申請地西側に側溝を新設して、西側農地に雨水が流れないようにするとの回答を得ました。最後に、地元の委員より、申請地周辺には幼稚園や小学校等の教育施設があるので、工事の際は十分注意してほしい旨の要望がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページから16ページまでをお開きください。

**第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

2・3・4・5・6・7・8・9

**○会長（坂井邦夫君）**

審議番号2番から9番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長（井上文昭君）**

報告します。

審議番号2番及び3番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、教育施設や医療施設に近く、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地の北側の市道は通学路になっているため、造成工事の際の安全対策について確認したところ、すでに地元説明会を開催し周知を行っているが、工事前には再度安全対策についての周知を行うとの説明がありました。

さらに、委員からは特に夕方の下校時には配慮するよう要望が出されました。

また、西側水路敷きへの土間コンクリート舗装を行うことについて確認したところ、地元の生産組合からの要望であり、管理者との協議についても終了しているとの回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、425-2、425-3は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

426-3、426-4は、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、425-2、425-3は、「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの（第1種農地の占める割合は1/3を超えず）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のf。

426-3、426-4は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「分家住宅」の一部農振除外を経た案件で、申請人は現在、家族4人で借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に隣接しており、農業を手伝う上で適地と考え、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、2496-1は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

5842-2は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、2496-1は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）。

5842-2は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、お茶の製造・販売業の傍ら太陽光発電事業を行っていますが、今般、新たな太陽光発電設備の設置を計画したところ、申請地は、日照の条件が良く、周辺に設置している

太陽光発電設備と一体的な管理が可能なことから適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地東側の里道の管理について確認したところ、工事の際に砂利を入れて整地し、今後も申請人が管理していく旨の回答を得ました。

また、委員からは、自治会や生産組合、多面的機能支払活動組織など、地元との調和を大切にしていって欲しいとの意見が出されました。

その他、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「駐車場及びドッグラン」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、申請地の東側でドッグランを併設した飲食店を営んでいますが、来客数が当初の見込みより多く、駐車場が不足していることに加え、大型犬用のドッグランへの需要もあるため、今回、新たに申請地を駐車場及びドッグランとして利用したく、申請されたものです。

申請人に、申請地の西側は蛍の生息地になっている川があるため、ペットの排泄物や造成工事について確認したところ、糞については飼い主に持ち帰ってもらうようにしており、し尿については張芝が吸収するため、ペットの排泄物が水路へ流出する恐れは無く、造成工事の際は土砂が流出しないように留意し、工作物についてもコンクリートが水路へ流出しないよう既製品のL型擁壁を使用するなど、周辺へ影響を与えないように配慮する旨の説明がありました。

また、申請地の東と西の里道の管理について確認したところ、今後は、申請人も草刈り管理などを行い、景観の維持に協力するとの回答がありました。

さらに、委員からはドッグランの利用者に対して、マナーの向上をお願いしたい旨の要望が出され、申請人からは講習会を2、3か月毎に定期的に行っているとの説明がありました。

その他、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等につい

て問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番及び8番の2件は、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い既存の敷地だけでは手狭になり、重機置場も確保されていないため、申請地を資材置場として拡張することを計画したところ、既存の資材置場に隣接しており効率的に利用できることから、適地と判断し申請されたものです。

申請人に、申請地と隣接農地との境界部分の構造物について確認したところ、コンクリートブロックを4段から5段設置し、重機も置くため崩れることのないようにしっかりと施工する旨の説明がありました。また、既存の資材置場は雑然としていたため、土砂が農地に流出しないように求めました。

さらに、委員から隣接農地の地権者との協議の有無について確認したところ、協議は行っており雨水排水のためのU字側溝の設置について要望が出されたため、設置を計画したとの回答がありました。

また、既存の資材置場は交通量の多い高速道路の側道に面しているため、景観にも配慮し、整理して利用して欲しい旨の意見が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しています。

審議番号9番は、転用目的が「貸店舗の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、申請地東側に隣接する宅地を店舗として貸し付けていますが、既存敷地が手狭であるため、敷地の拡張を計画したところ、申請地が農地であることが判明したため、是正すべく申請されたものです。

申請人がデイサービスと宅老所を運営していることから、現在貸し付けている店舗を、今後、利用目的を変更し宅老所として利用する計画があるのか申請人に確認したところ、要件を満たしていないことから、変更する予定はないとの回答を得ました。

また、委員より、野積されている商品の販売について確認したところ、中古品として販売する物と部品として販売する物があり、購入者の要望に応じて販売しているとの説明がありました。さらに、販売方法について確認したところ、大々的に看板を上げて販売するのではなく、人づてによる販売をしていくので、店舗を大きくしていく予定はないとの説明がありました。

また、申請地に商品が雑然と置かれていたため、現状のままだと近隣住民とトラブルになる恐れがあるため、整理して陳列し、近隣住民と協調していくようにとの意見が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この8件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番及び3番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。22番委員。

○22番（八次 正君）

先ほどの説明の計画図の中で、公園が設けられておりますけれども、これは開発の中で公園は条件として入っているものか、それとも自主的に公園を作っているものか、その辺がわからなかったもので、お願いします。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

公園につきましては、開発許可の中で設置しないといけないものになっております。

○22番（八次 正君）

面積的にはそんなに大きくないですが、それでもですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

開発区域の面積が3,000㎡を超えていますので、公園等の設置が必要であると伺っています。

○22番（八次 正君）

3,000㎡以上ですね。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい。

○22番（八次 正君）

分かりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

確認させていただいていいですか。



○会長（坂井邦夫君）

はい。

○13番（福田義弘君）

今回、転用申請されている土地の東側の方に幅員が狭い農地があると思いますけれども、これは実際、農地として利用されているのですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

農地として利用されております。

○13番（福田義弘君）

分かりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び3番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

譲渡人のことですが、未相続となっておりますが、権利の種類は普通売買ということで、必ず相続登記ができるといった確約は取っておられますか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

それにつきまして、相続人全員から印鑑証明と同意書を取得されており、その分で所有権移転をされるということです。相続される場合に、法定相続人全員からの同意を受けておりますので、その皆さんと譲受人さんとの契約をされて所有権移転をされるということになっています。

○13番（福田義弘君）

ということは、それぞれ遺産分割で持分登記をされて相続されるということですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

いや。

○13番（福田義弘君）

一旦、相続登記をしなければいけないでしょう。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

いや、法定相続人の確定をしていただいて、全員から同意をいただけると、その後の金銭の配分というのはわかりませんが、所有権移転はできることになっております。

○13番（福田義弘君）

不動産登記法で。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい。

○13番（福田義弘君）

そうですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい。

○13番（福田義弘君）

分かりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号7番及び8番の2件については、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

4710番の土地を分筆されて、今回142㎡を資材置き場として拡張されることになっておりますけれども、4710番2の面積はどのくらい残るわけですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

まず、今回分筆されたわけではありません。もともと分筆されている分です。今回の申請をもって分筆されたのではなく、もともと4710番2と4710番1は分かれたものです。

○13番（福田義弘君）

2筆だったわけですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい。幾らか段差があります。

○13番（福田義弘君）

高低差があるわけ。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい。それと、4710番2の面積は673㎡になります。

○13番（福田義弘君）

ありがとうございました。

それと、4710番1の下の方に、小さいですけれども、土地が残っております。これはどのような地目になっておりますか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

この細い部分は里道と水路が入っております。

○13番（福田義弘君）

里道と水路。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい。

○13番（福田義弘君）

というと東の方にずっとあるのは、どっちかが里道でどっちかが水路ということですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

東の方にある分については雑種地に変わっている分ですが、西側の方に里道と水路がずっと続いています。

○13番（福田義弘君）

それと、4705番2と4712番6は水路ですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

この分については、過去に払い下げを受けられて、今は雑種地になっております。

○13番（福田義弘君）

今、雑種地ですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい。

○13番（福田義弘君）

分かりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番及び8番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか、事務局どうぞ。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

審議番号9番につきましては、先ほど北部調査会長より許可相当との御報告をいただきました。しかしながら、この案件は建物の用途を変えて使用する案件ということで、開発許可

が必要ということが判明いたしました。

他法令許可の手続きがされていないこととなりますので、議案の取り下げの案内をさせていただきますが、取り下げには至っておりません。そのため、農地法第5条第2項第3号の「農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供することが確実と認められない場合」として、農地法施行規則第57条第1項第2号「申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。」に該当するため、許可をすることができないものと思われま

す。御審議のほど、よろしくお願

いいたします。

○会長（坂井邦夫君）

ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑ございませんか。22番委員。

○22番（八次 正君）

先ほど法の中ではできないということでありま

すけれども、実態といたしまして開発許可を事前に受けたら許可を受けられるということですか。それとも、開発許可も得られないということですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

今回の案件につきましては、転用の目的が貸店舗の敷地拡張でございますが、市街化調整地域内に今回の古物商での店舗というのが許可の要件がないそうです。通常、開発と農地転用というのは同時に申請、同時に許可という運びで動いておりまして、今回の案件につきましても、開発での見込みのある案件で開発の方も申請され、農業委員会の方へも転用の申請をされるという形でしたら許可が出るというものになります。

今回はその片方を欠いているということになりますので、先ほど御説明しましたとおりのこととなります。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

ということは、平成23年に土地を相続した時に宅地の一部になっているということですので、今回、不許可処分となった場合は、間を何年か置かなければいけないものか。また、即来月の委員会に申請することは可能ですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

不許可になったら、その後時間を置かねばならないというのはございません。また、次の締め切りに間に合う形で提出いただければ、また審議をしていただく形になるかと思います。

○13番（福田義弘君）

そうですね、ありがとうございました。

○会長（坂井邦夫君）

5番委員。

○5番（百武正幸君）

それでは、今のままでは開発許可自体の許可はもうおりないということでしょう。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

開発許可につきまして、今回この転用目的では許可がおりないこととなります。

○会長（坂井邦夫君）

6番委員。

○6番（鶴 敏春君）

今回この申請地は、現況は宅地ということですが、じゃ、今回この申請をした理由といますか、そこはどの辺にあるんですか。ここに何か建てるつもりで申請を出されているんですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

今回の申請地は圃場整備で貼り付けられた農地でございます。もともと建物と宅地がございますけれども、そこを今回の申請人が購入されておられます。今回のこの転用の申請地に

つきましては農地でございますので、所有権の移転ができません。そこで申請人が所有するために第5条の申請をなされたものでございます。

○6番（鶴 敏春君）

はい、分かりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問ございませんか。18番委員。

○18番（古賀伸一君）

今の状況の中で、対応策としてどう指導していくかという方針としてはどうお感じになりますでしょうか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

今回、転用目的が、開発の方に許可の要件がないという形でございます。許可の要件がありますのが、例えば店舗兼用住宅という形でございましたら開発の方の許可の要件もあるということでございますので、農業委員会の方への転用の申請と開発の方も同じ目的で申請されればとは思っております。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。22番委員。

○22番（八次 正君）

もう1点。今回これを不許可にした場合、申請人からの何らかの申し出があった場合はどういう取り扱いになりますか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

事務局としましては、法どおりでございますので、御説明をさせていただき御理解をいただくしかないかと思っております。

○22番（八次 正君）

はい、分かりました。



○会長（坂井邦夫君）

どうぞ、2番委員。

○2番（吉田和文君）

これはやっぱり許可を出せないのが当たり前かもしれないとは思っておりますので、その辺よろしくをお願いします。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

ということは、許可が出せるような環境整備を申請人に納得させるほかないということでは理解していいですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

そのように思っております。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第2号の規定により、不許可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、不許可とすることに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

#### 第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番は、「店舗付住宅」として、昭和59年1月に受けた転用許可を、「貸駐車場」に目的を変更する案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、昭和59年当時、酒屋を経営するため、店舗付住宅を建設する目的で、転用許可を受けていましたが、都合により酒屋を経営することが出来なくなったため、店舗付住宅の建設をあきらめていましたが、今般、申請地東側に車の工具を販売する店舗が建設されることになり、申請地を駐車場として貸して欲しいという要望があったため事業計画変更承認の申請をされたものです。

申請人に、西側水路の護岸について確認したところ、昔から土羽で高めてあり安定していることと、車が進入できないので崩れる心配もないため、現状のままで利用し、除草は申請人が行っていく旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

この事由のところ昭和59年当時、店舗付住宅ということで転用申請がされ、その許可がおりたと思いますけれども、この当時はともかく、今現在はこういった転用申請で許可がおりた時、本人さんに通知を出しますけれども、その時は速やかに地目変更するようにといった指導はとられておりますか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

許可書をお渡しする時に、転用が終わった場合は完了報告書を出していただいて地目の変更をするようにっております。

○13番（福田義弘君）

そうですね、分かりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり承認することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

#### 第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から4番までの4件：22,497㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この4件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書19ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

5・6

○会長（坂井邦夫君）

審議番号5番及び6番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号5番、6番の2件：7,700㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番及び6番の2件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書20ページから24ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

1～20

○会長（坂井邦夫君）

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号1番から20番までの20件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から20番までの20件

新規 6件： 58,402㎡

更新 14件： 62,498㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この20件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この20件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この20件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から20番までの20件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書24ページから30ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

21～42

○会長（坂井邦夫君）

審議番号21番から42番までの22件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号21番から42番までの22件

新規 2件： 22,821.36㎡

更新 20件： 104,329㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この22件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この22件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。18番委員。

○18番（古賀伸一君）

審議番号21番の分で、賃借料がそれぞれ筆ごとに、作物の違いもあると思いますけれども、それぞれ金額が若干違うというのは何か算定の基礎というのがありましたら教えていただきたいと思います。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（川崎富士子振興係主査）

親子間できちんと契約を結んでお支払いをしたいということで、総額500千円という金額を先に決められて、お渡しするという事です。

以上です。

○18番（古賀伸一君）

総額500千円はわかりますけど、いろいろ作物で違うのか、面積で按分するのか、その辺のところはどうでしょうか。端数がついているから、どんな按分の仕方をされているのかなど。考え方だけでいいですよ。

○事務局（川崎富士子振興係主査）

まずはこの500千円という金額を決めて、この面積に応じて金額を決められています。

○18番（古賀伸一君）

単純には作物の関係じゃなくて面積で按分ということですかね。

○事務局（川崎富士子振興係主査）

面積と作物によって、その土地が幾らという感じで10 a 当たりの金額を決めて、それを按分した関係で、端数がついた形になっております。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この22件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号21番から42番までの22件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書31ページをお開きください。

第7号議案 買入協議の適否の判断について

1

○会長（坂井邦夫君）

第7号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。



○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請を行うこととし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書32ページから34ページまでをお開きください。

第8号議案 非農地通知について

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長（坂井邦夫君）

第8号議案 非農地通知について、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番から9番までの9件について、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、異議なしということで非農地と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この9件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6番委員。

○6番（鶴 敏春君）

事務局に1点だけお尋ねしますが、それぞれ台帳地目が田畑になっておりますけれども、この辺は大体、もともとずっと昔から田畑だったのか、それとも、山だったのを切り開いて田畑にしたところなのか。それが荒れて、また現況的には元に戻ってしまったとか、その辺はどんな感じですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

畑の分については、概ねもともと山林だった所を開墾されて、樹園地として耕作されていた分が、条件不利で耕作できなくなってまた山になっているというものがほとんどです。

○6番（鶴 敏春君）

そちらがほとんどですね。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい。

○6番（鶴 敏春君）

はい、分かりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から9番までの9件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書35ページをお開きください。

#### 第9号議案 佐賀市農業委員会会議規程の一部改正（案）について

○会長（坂井邦夫君）

第9号議案 佐賀市農業委員会会議規程の一部改正（案）について、を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

佐賀市農業委員会会議規程の一部改正（案）について、調査会において審議したところ、原案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

佐賀市農業委員会会議規程の一部改正（案）について、調査会において審議したところ、原案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

こういった規程の一部改正であるとか、規則の一部改正は、我々農業委員会の方に議案として提出するようになっているのですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局副局長兼庶務係長（古賀康生君）

お尋ねの件でございますけれども、これは農業委員会の総会で決定するというふうになっておりますので、議案として上程をさせていただいたというところでございます。

○13番（福田義弘君）

会長の専決事項じゃないわけですか。

○事務局副局長兼庶務係長（古賀康生君）

会長の専決事項ではございません。

以上でございます。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和元年12月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和元年12月定例総会議事録について、

その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和元年12月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時50分 閉会